

「法人口座の新規開設をご希望のお客さまへ」（お知らせ）

東日本信用漁業協同組合連合会

平素は当連合会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、法人名義の預金口座がマネー・ローンダリング（資金洗浄）やテロ資金供与、その他の金融犯罪に不正利用される事例が国内外で発生しており、金融機関にはより一層厳格な管理体制の構築が求められています。

こうした背景を踏まえ、当連合会では金融犯罪を未然に防止し、お客さまに安心してお取引いただくため、法人口座の新規開設に際し、お申込み内容や事業の実態について確認させていただく手続きを強化しております。

つきましては、**2025 年 12 月以降**、下記のとおり、お申込み時に各種書類のご提出や事業内容等に関するヒアリングをお願いし、当連合会所定の審査を実施させていただきます。審査には一定の期間を要しますため、お客さまにはお手数とご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 口座開設のお申込みに必要な書類

お申込みの際に、以下の**書類の原本**をご提示ください。ご提示いただいた書類は、当連合会にて写し（コピー）をとらせていただいた後、その場でご返却いたします。

- **履歴事項全部証明書**（発行後 6 か月以内のもの）
- **法人の印鑑証明書**（発行後 6 か月以内のもの）
- **ご来店者さまの公的な本人確認書類**（運転免許証、マイナンバーカードなど顔写真付きのもの）
- **法人とご来店者さまの関係を証する書類**（代表者以外の方がご来店の場合。委任状、従業員証等）
- **事業内容が確認できる書類**（例：定款、会社案内、製品・サービスのパンフレット、事業計画書、決算書・税務申告書など）
- 許認可が必要な事業の場合は**許認可証の写し**
- **株主名簿、社員名簿など実質的支配者※が確認できる書類**
- **主たる事務所の所在が確認できる書類**（登記事項証明書に記載の所在地と異なる場合。公共料金の領収書、賃貸借契約書など）

※**実質的支配者**とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方を指します。株式会社等では、議決権の 25%超を直接または間接に保有する個人の方が該当します。

2. お申込み窓口について

口座の開設は、原則として、お客さまの**主たる事務所の所在地を担当する店舗**にて承ります。ご事情により他の店舗でのお手続きをご希望の場合は、その理由を詳しくお伺いさせていただきます。

3. ご留意事項

- お申込み受付後、当連合会にて審査をいたしますので、**お申込み当日の口座開設はできません。**
- 審査には **2 週間から 1 か月程度**のお時間をいただく場合がございます。事業でお急ぎのところ大変恐縮ですが、日数に余裕をもってお申込みください。
- 審査の過程で、追加資料のご提出や、事業所等への訪問、代表者さまとの面談をお願いする場合がございます。
- 審査の結果、口座開設が可能となったお客さまには、お電話等でご連絡のうえ、改めてご来店をお願いしております。
- 誠に恐縮ながら、審査の結果、**口座の開設をお断りさせていただく場合がございます。**なお、その場合、書面にて郵送させていただく場合がございます。また、謝絶の理由についてはご回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- 既に当連合会とお取引いただいている法人のお客さまにつきましては、上記によらず、所定の方法で確認させていただきます場合がございます。

以上